

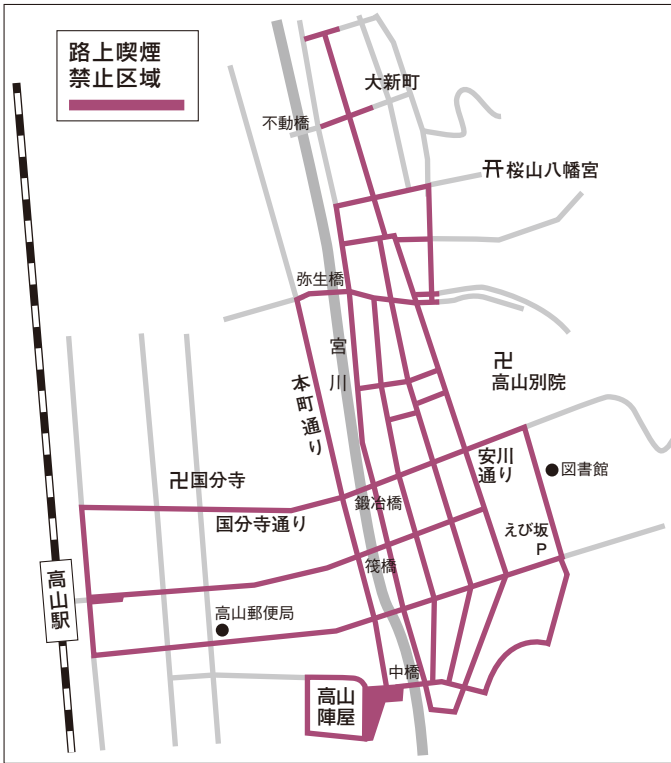


路上喫煙禁止区域での啓発活動

やめよう！ごみのポイ捨て・禁止区域での喫煙

# マナー守って きれいで快適なまちへ

4月1日から違反者に違反金1,000円が科されます。



高山市では、誰もが快適に過ごすことができる国際観光都市にふさわしいまちづくりを進めるため、昨年4月1日から「高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例」を施行しました。

この条例では、次のことが規定されています。

- ①市内全域での吸い殻・空き缶などのポイ捨て、飼いだななどのふんの放置の禁止
- ②古い町並周辺など指定された区域での路上喫煙の禁止

問合せ先

環境課  
35-3467

今年4月1日からは罰則が適用され、指導員が口頭・書面で指導命令しても従わない場合には、違反金千円が科せられます。

現在、各町内会などから選ばれた推進委員のみならず、中心となって、条例の周知や啓発にあたっています。ですが、誰もが快適に過ごせる美しいまちをつくるため、一人ひとりが協力し、マナーを守りましょう。

## 第4次緊急景気対策の概要

### 地域活性化・生活対策……………10億円

平成21年度への切れ目のない景気対策・生活者支援対策・雇用対策を行います。

○地域活性化対策…9億5,000万円(道路、農道の修繕工事、学校や観光施設修繕工事、市民文化会館ホールの椅子取替など)

○生活対策…5,000万円(災害備蓄品の購入など)

### 定額給付金・子育て応援特別手当支給……………16億円

政府が支給を計画している「定額給付金」や、多子世帯における幼児教育期の子育て負担を軽減するための「子育て応援特別手当」の支給を予定しています。詳細は後日お知らせいたします。

○定額給付金給付事業…15億3,500万円

**対象者** 平成21年2月1日現在において、住民登録、または外国人登録されている方

**支給額** 18歳以下・65歳以上:20,000円、19~64歳:12,000円(いずれも1人あたり)

○子育て応援特別手当支給事業…6,500万円

**対象者** 平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子どもであって、18歳以下の子どものうち、第2子以降の子ども

**支給額** 36,000円(1人あたり)

高山市では、昨年からの景気後退への対応策として、3次にわたり総額で約17億1千万円の緊急対策・生活者支援対策を進めてきました。

今回は、これまで行ってきた対策が年度の狭間で途切れることがないよう、第4次の緊急景気対策を主な内容として地域活性化・生活対策を実施する補正予算を、3月2日から開会する市議会に上程します。

過去最大規模の総額31億3千万円の超大型補正を計上

## 緊急景気対策 次年度へも切れ目なく